

小委員会の決議について

移入種対策小委員会の設置について

(平成十五年一月二十四日野生生物部会決定)

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 野生生物部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、移入種対策小委員会を置く。
2. 移入種対策小委員会は、移入種対策に関する措置の在り方についての検討を行う。
3. 移入種対策小委員会の決議は、部会長の同意を得て、野生生物部会の決議とすることができる。

中央環境審議会議事運営規則(抄)

(平成十三年一月十五日中央環境審議会)

(部会の決議)

第六条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2・3 (略)